

## サプライヤー会員規約

本規約はTSUKU TSUKU株式会社（以下「当社」という）がBtoBマーケットプレイス「ツクツク!!!BtoB」（以下「ツクツク!!!BtoB」という）の出展サービス（以下「本サービス」という）運用に関し、当社と出展者との間の契約（以下「本契約」という）関係を定めるものです。本サービスのご利用を希望される方は、本規約にご同意いただいた上、申請いただく必要があります。申請いただいた場合、当社は、出展者が本規約に同意されたものとみなします。

なお、本規約のほか、当社と出展者間で適用される他の規約、ガイドライン、当社が本規約に基づき規定する取り扱い禁止商品一覧および個別に提示する利用条件、その他の合意事項（以下あわせて「本規約等」という）についても、本規約の一部を構成し、ガイドライン、当社と出展者間で適用される他の規約等に違反した場合も、本規約に違反したものとみなします。

### 第1条（本規約の目的／適用範囲）

1. 本規約は、本サービスの提供条件ならびにそれらの利用に関する当社と出展者との間の契約関係を定めることを目的とします。
2. 本規約は、本サービスに関する当社と出展者との間の一切の關係に適用されます。

### 第2条（出展の申請）

1. 当社が、(<https://kumu2.jp/>)において運営するツクツク!!!BtoBにおいて物品の販売を行うこと（以下「出展」という）を希望する者は、本規約のすべてに同意の上、当社所定の方法により申請を行わなければなりません。
2. 出展者は、法人のみとします。
3. 当社は、出展者に本サービスを提供するにあたり、当社所定の審査を行うものとします。
4. 出展者は、第3項の審査の結果によっては、当社が提供する本サービスを利用できない場合があることを承諾するものとします。この場合、当社はその理由を開示しません。また、出展者は、当社による審査の結果について異議なく承諾するものとします。
5. 出展者は、第1項の申請に際し、以下の書類を当社所定の方法によりするものとします。
  - ① 履歴事項全部証明書（発行3か月以内のもの） 1通
6. 出展者は本店所在地が日本国内に登録されていることとします。
7. 出展者は、第1項の申請時に当社に提出する資料または当社に届け出る事項が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。

8. 当社が、第1項の申請を承諾した場合、当社と出展者との間で契約が成立し、当社は、出展者に対し、当社が管理するサーバ（以下「サーバ」という）内の出展者の出展用のページ（以下「出展ページ」という）、販売等に必要となる当社所定のウェブサイトの枠組みおよびデータベースシステム（以下「管理画面」という）、ならびにツクツク!!!BtoBおよび出展ページを構成するアプリケーションを、出展者が本規約等に従って使用することを許諾します。
9. 出展者は、本規約に基づき、ツクツク!!!BtoBにおいて商品および製品（以下「商品等」という）を販売することができます。
10. 出展者は、第8項、第9項に基づいて当社から使用を許諾されたプログラム、ソフトウェア等を、出展ページの管理・運営以外の目的に使用してはならず、また、当社の書面による事前の承諾を得ない限り、以下の各号に掲げる行為をしてはなりません。
  - ① 許諾プログラム・ソフトウェア等の複製
  - ② 許諾プログラム・ソフトウェア等の第三者（第18条（業務委託）に規定する業務を委託されたものを除く）に対する開示、使用許諾、譲渡、貸与、担保供与その他一切の処分
  - ③ 許諾プログラム・ソフトウェア等の逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他の方法によるソースコードの解析
  - ④ 許諾プログラム・ソフトウェア等の改変
11. 契約申請後14日間が経過しても登録が完了しない場合、申請は破棄されます。
12. 当社との契約により、特約店規約第14条（特約店業務）に規定する特約店業務を委託された事業者（以下「特約店」という）、代理店規約第14条（代理店業務）に規定する代理店業務を委託された事業者（以下「代理店」という）または当社との契約により、販売加盟店規約第12条（委託業務内容）に規定する販売加盟店業務を委託された事業者（以下「販売加盟店」という）への契約変更の際には、改めて当社との再契約が必要となります。（特約店契約、代理店契約の際は別途クムクム株式会社との契約も必要となります。）
13. 第12項による再契約の場合のみ、出展者として保持するデータを特約店、代理店または販売加盟店アカウントへの引継ぎを行います。ただし、特約店、代理店から販売加盟店もしくは加盟店へ再契約を行う場合、または販売加盟店から加盟店へ再契約を行う場合を除きます。

### 第3条（届出事項）

1. 出展者は、以下の各号に変更がある場合、あらかじめ当社所定の方法により届け出るものとします。届出がなかったことによる損害は出展者の負担となります。
  - ① 商号、代表者名および住所
  - ② 出展についての責任者（以下「管理責任者」という）の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他当社所定の事項

③ その他当社が指定する出展者の業務に関する事項

2. 当社が第1項により届出のあった出展者の住所に書面を郵送した場合には、出展者の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなします。
3. 当社が第1項により届出のあった出展者の管理責任者の電子メールアドレスに電子メールを送信した場合には、当該電子メールは出展者が受信した時点または当社による送信後24時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとみなします。

第4条（権利の譲渡等）

1. 出展者は、ツクツク!!!BtoBに出展する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできません。ただし、事業の承継等が発生した場合など、以下の各項の規定に則り当社が認めた場合を除きます。
2. 出展者である法人が合併または会社分割、営業譲渡等により権利主体が変更になった場合、変更後の権利主体は、ただちに変更の事実を当社に書面で通知（以下「権利主体変更通知」という）するものとします。出展者の資格は当社が権利主体変更通知を確認した時点をもって消滅します。ただし、出展者の資格の承継を希望する変更後権利主体は、権利主体変更通知と共に承継希望の意思を表示して当社に通知することができます。この場合において、当社が承継を承諾しないときは、権利主体変更通知受領後14日以内に、その旨を当該承継希望法人に当社所定の方法により通知（以下「承継不承諾通知」という）します。なお、当社が14日以内に承継不承諾通知をしない場合、承継希望法人は当該本契約に係る一切の権利・義務を承継するものとします。なお、承継を希望する場合は、承継を証する履歴事項全部証明書を提出しなければなりません。
3. 当社は、第2項に規定する承継を認めるまで、変更前の情報をもとに各種手続等を行います。当社は、通知があつてから通知内容に基づく権利関係の変動を反映させるまでの間に生じた出展者の損害について一切の責任を負わないものとします。また、出展者の権利主体変更通知が遅れたことにより生じた損害についても当社は一切責任を負わないものとします。
4. 出展者が第2項に規定する事由の他に出展者の資格承継を希望する事由がある場合、当社の判断により資格を承継させることができるものとします。

第5条（出展管理ページの開設）

1. 当社は、出展者に対し、第2条（出展の申請）第1項の申請を承諾した場合、サーバ内の当社が指定するURLに出展者の出展管理ページを開設するとともに、出展管理ページにアクセスするために必要となるログインIDおよびパスワードを発行します。

## 第6条（当社の役割）

1. 当社は、出展者のツクツク!!!BtoBにおける商品等購入のために、ログインIDを貸与された個人事業主、法人（以下「バイヤー」という）がツクツク!!!BtoBを通じて商品等の売買契約を締結するためにツクツク!!!BtoBの場を提供しますが、当社は、売買契約等の当事者にはなりません。

## 第7条（出展ページとコンテンツの管理等）

1. 出展者は、自らの責任と費用負担において、出展ページ上のコンテンツを作成・管理し、バックアップを保存するものとします。
2. 出展者は、本規約により認められる範囲内で、出展ページ上のコンテンツを改訂することができます。
3. 当社は、出展ページ上に表示すべき事項を出展者に指示することができ、出展者はこれに従うものとします。また、バイヤーおよびユーザー（以下「バイヤー等」という）が商品等の注文を検討するに際して参考になると当社が判断した情報または機能については、当社の判断で出展ページに付加することができ、出展者は付加された情報または機能につき、削除を求めないものとします。
4. 出展者が出展ページ上のコンテンツに関連してバイヤー等または第三者からクレームを受けた場合については、第8条（販売）第10項および同条第11項の規定を準用します。
5. 当社は、出展ページ上のコンテンツが本規約に違反し、またはツクツク!!!BtoBにふさわしくないと判断した場合は、適宜出展者に対する内容変更の要請、出展ページの公開停止、コンテンツの削除、本契約の解除その他の措置を取ることができるものとします。
6. 出展ページにかかる著作物のうち、出展者が作成し、または権利許諾を受けたものは、出展者または出展者に対する権利許諾者に著作権が帰属し、当社が作成し、または権利許諾を受けたものは、当社または当社に対する権利許諾者に著作権が帰属します。
7. 出展者は、当社に対して、以下の各号に掲げる事項を許諾するとともに、許諾するために必要な権利がある場合には当該権利を権利者から取得するものとします
  - ① 本サービス、に関連するサービスを提供し、または出展者およびその商品等のプロモーションを行うため、これらの目的の範囲内で出展ページ上のコンテンツを利用すること
  - ② 第1号に必要な範囲で改変を行うことまたは第三者に行わせること
  - ③ 利用者に対して、ダウンロードおよび印刷することを許諾すること

## 第8条（販売）

1. 出展者は、当社所定の方式により商品等の販売を行うものとします。

2. 出展者は、バイヤーから商品等の注文・問い合わせ等その他出展ページの利用があった場合には、バイヤーとの間で、遅滞なく必要な手続きを直接行うものとします。
3. 出展者は、バイヤーに対し、取引の当事者は出展者とバイヤーであり、販売等に伴う権利・義務は出展者と当該バイヤーとの間で発生することを明確に表示するものとします。
4. 出展者は、販売を行うにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品及び不当表示防止法、その他関係法令を遵守するものとします。
5. 当社は、以下の商品等の販売を禁止します。
  - ① 法令で販売・所持が規制されているもの  
(例：銃砲類、刀剣類、麻薬、覚せい剤、向精神薬などの薬物、盗品、医薬品成分を含む健康食品、ワシントン条約および種の保存法等の条約・法令により取引が規制されている動植物、不正改造自動車・バイク、手づくり石けん（化粧品製造販売業許可がある場合を除く）)
  - ② 公序良俗、モラルに反するもの  
(例：現金、プリペイドカード、電子マネーなどの換金性のあるもの、使用済みの下着・制服・水着・体操服など、盗撮写真、盗撮ビデオ、盗撮機器、犯罪方法やテロ行為の手引き、その他犯罪性の高い商品、犯罪を誘発するおそれのある商品、モザイク除去機器、暴力団、不良集団、テロ組織、暴走族などに関係する商品、グロテスクな商品、その他嫌悪感・不快感を与える商品)
  - ③ 商品に関する契約等で譲渡・転売が禁止されているもの  
(例：預貯金や証券の口座、預貯金通帳、クレジットカード、キャッシュカード、ローンカードなど、開通済みのスマートフォン、携帯電話、PHS、ポケットベル)
  - ④ 悪用されるおそれのあるもの  
(例：印影から印章を作成するサービス、免許証・パスポート・健康保険証などの身分証明書、個人情報、それらの情報が含まれた媒体（名簿、住民票など）、IDやパスワード、官公庁・企業の入館証、社員章、役職や身分を示すバッジ、制服など)
  - ⑤ 青少年の保護育成上好ましくないもの  
(例：アダルトグッズ、性風俗店の宣伝広告・チケットなど、青少年の保護育成上好ましくないビデオ、ブルーレイディスク、DVD、写真集、ゲームソフト、書籍、雑誌、児童ポルノ、たばこ製品・喫煙具全般)
  - ⑥ 危険なもの  
(例：爆発物、高圧ガスなどの危険物、毒物、劇物、スタンガン、催涙スプレー、警棒など武器として使用されるおそれのあるもの（護身目的の商品も含む）)

- ⑦ 他人の権利・利益を侵害する可能性のあるもの  
(例：偽ブランド品、レプリカ、ブランド品のリメイク品や類似品、真正品であると証明できない商品、CD・DVD・ビデオ・ブルーレイディスク・ソフトウェアの違法コピー等の著作権を侵害する商品、無断で撮影したプロマイド、無許可でタレント画像等を使用した商品など肖像権・パブリシティ権を侵害する商品、他人の名誉・信用を毀損する商品、スクランブルキャンセラー、コピーガードキャンセラー)
  - ⑧ その他当社が不適切と判断したもの  
(例：根拠のない「金運上昇」や「波動」など迷信もしくは迷信に類し、または非科学的な表現を用いた商品、宗教色の強い商品（墓石、仏壇等を除く）、動物の生体および生体の一部、人体および人体の一部、生物、性的機能の強化・改善を目的とするいわゆる精力剤、連鎖販売取引にて扱われる商材)
  - ⑨ 無形のサービス（但し、当社が特に認める場合を除く）
  - ⑩ 売春、児童買春
  - ⑪ 賭博、富くじ
  - ⑫ 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により入手した商品等
  - ⑬ 個人情報、営業秘密その他一般に公開されていない情報
  - ⑭ コンピューターウイルスを含むソフトウェア
  - ⑮ その他取引することが法令に違反する商品等
  - ⑯ その他当社が不相当と判断した商品等
6. 出展者が本規約に違反した販売をしようとする場合、その他当社が不相当と認める場合、当社は出展者の承諾なしに売買を無効とすることができるものとします。
  7. 出展者は、商品等を販売するための必要な許認可や承諾を、自らの責任と費用で取得し、これを維持しなければなりません。
  8. 出展者は、出展者または商品等に関連して、バイヤーまたは第三者からクレームを受けた場合、自らの責任と費用において対応し解決を図るものとし、クレームの再発防止のために必要な措置を講じなければなりません。
  9. 出展者は、第11項のクレームを解決するにあたって、バイヤーまたは第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとします。また、出展者が第11項のクレーム対応上、バイヤー等へ通知等を行う場合には、事前に当社にその内容を通知するものとします。
  10. 出展者は、バイヤー等との間で、商品等の不着、到着遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合、または商品等に関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて出展者の責任と負担において解決するものとします。またその結果、当社がバイヤー等その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、出展者はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとします。

11. 当社は、出展者とバイヤー等その他の第三者との間の紛争について、出展者の同意を得ることなく、当該バイヤー等または第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができるものとします。

#### 第9条（取引申請）

1. バイヤーが商品等の購入を希望する場合、当該商品等を販売しようとする出展者に対し取引開始の申請（以下「取引申請」という）を行います。出展者がこれを承諾することにより、バイヤーは、当該出展者が販売しようとする商品の購入申請および当該出展者に関する当社所定の詳細情報の閲覧ができるようになるものとします。ただし、出展者の設定方法により、取引申請後、即時承諾があったものとみなされる場合があります。
2. 出展者は、取引申請の承諾をいつでも撤回できるものとします。

#### 第10条（売買）

1. バイヤーが、当社所定の方式により商品の購入申請を行い、出展者がこれを当社所定の方式により承諾することにより、商品の売買契約が成立するものとします。
2. 出展者は、ツクツク!!!BtoBを利用することなくバイヤーと商品の売買契約等を締結してはならないものとします。
3. 出展者は、売買契約が成立した場合、当社の定める金額の成約手数料を当社の定める方法により当社に対して支払うものとします。
4. 当社が定める期間内に当社が定める理由により、売買契約の解除を希望し契約が正常に解除された場合、成約手数料の支払義務も消滅するものとします。ただし、出展者は当社に対して解除手続きにかかる手数料200円（+税）を支払うものとします。
5. 出展者が当該商品の決済方法に選択した決済事業者との間で、商品の所有権の帰属について特約がある場合、この特約に従って商品の所有権の帰属が決せられるものとします。

#### 第11条（ドロップ SHIPPING受注）

1. ドロップ SHIPPINGとは、出展者が当社関連サイトBtoCマーケットプレイス「ツクツク!!!」（以下「ツクツク!!!」という）を経由して、第2項で定めるドロップ SHIPPING仕入を行う「ツクツク!!!」への店舗出店者（以下「ショップ」という）が掲載する出展者の商品等をユーザーが購入した際に、ショップに代わりユーザーへ販売・出荷することをいいます。
2. ショップは、店舗に紐付いたバイヤーアカウントがある場合、ツクツク!!!BtoBにて商品の「ドロップ SHIPPING仕入れ」を行うことができます。

3. ショップにて発生したドロップ SHIPPING 受注（以下「DS 受注」という）について商品の未達、誤配送、配送の遅延等が生じた場合、出展者は、自らの責任と費用にて事態の解決を図るものとします。
4. ショップにて発生した DS 受注について長期不在・受け取り拒否の事由により商品の返送が生じた場合、再送に関わる手数料等は出展者の負担とするものとします。
5. クレジットカード決済の DS 受注にてキャンセルが発生した場合、決済のキャンセルに伴い発生するキャンセル手数料は、出展者またはショップ都合によるキャンセルのときは出展者が、ユーザー都合によるキャンセルのときはショップが負担するものとします。
6. クレジットカード決済を行った後のキャンセルは、ショップのクレジットカードの設定方法により一律 200 円（+税）の手数料が発生する場合があります。

#### 第 12 条（代金等の支払）

1. 出展者は、第 2 項に規定する場合を除き、バイヤーに対し、商品等の代金および送料ならびにバイヤーが出展者に対して支払うことを合意したその他の金銭（以下「代金等」という）を直接請求するものとします。
2. 出展者はバイヤーとの代金決済手段として当社が指定するクレジットカード決済システム（以下「エスクローサービス」という）を利用することができます。当社は、代金等を出展者に対し、当社の定める方法により支払うものとします。ただし、当社が出展者に対し代金等を支払うまでに、バイヤーが当社に対し支払いを拒絶した場合は、この限りではありません。
3. 第 2 項の定めに関わらず、バイヤーが以下の各号のいずれかを原因として当社に対し代金等の全部または一部を支払わなかった場合、すでに支払った代金等の全部または一部の返還を請求した場合、売買契約を解除した場合、または当社がバイヤーに対し代金等の支払を請求できなかった場合、出展者は当社から受領した代金等を当社に対し、当社の定める方法により返還するものとします。
  - ① 支払能力がないとき
  - ② 売買契約の出展者の債務不履行、その他出展者の責めに帰すべき事由があるとき
  - ③ バイヤーが出展者に対して有する債権と代金等とを相殺したとき
  - ④ その他、売買契約について、何らかの瑕疵、抗弁があるとき
4. 出展者は、商品代金債権を第三者に譲渡することはできません。
5. 当社は、当社が指定する決済代行業者に対し、出展者が当社に対して支払う本サービス利用によって発生する料金等を当社に代わって受領する権限を付与し、出展者は、商品代金の引渡時に、商品代金から決済事業者および決済代行業者所定の手数料が相殺されることについて、予め異議無く承諾します。出展者の成約手数料支払債務は、決済代行業者が出展者に代わって商品代金を受領した時点で消滅します。



### 第13条（代金等の支払方法）

1. 出展者は、当社に対し、各バイヤーとの間の個別の取引に基づいて各バイヤーが出展者に対し支払う請求額について、当社が出展者に代わって各バイヤーから支払を受けることを委託し、当社はこれを受諾するものとします。この場合、各バイヤーが出展者との間の個別の取引に基づいて、当社指定の決済代行会社に請求額を実決済がされた時、出展者の各バイヤーに対する代金支払請求権および各バイヤーの出展者に対する代金支払債務は消滅するものとします。
2. 当社は、第1項規定の代金支払委託について、第18条（業務委託）に規定する業務受託者に対し再委託することができ、出展者はこれを承認します。
3. 出展者は、第1、2項規定の委託あるいは再委託に基づいて、当社および当社の委託先に対し、対象債権にかかる代金を代理受領する権限および各バイヤーの支払いに伴って領収書を発行する権限を付与するものとします。ただし、当社所定の決済事業者または収納代行業者との間で締結する契約に従い、対象債権（請求額に限ります。）の譲渡が必要なとき、出展者は、当社に対し対象債権を譲渡するものとし、当社は債権譲渡の対価として、対象債権相当額を出展者に支払うものとします。
4. クレジットカードで決済を行った後、翌月5日までに決済ならびに注文のキャンセルを行う場合、出展者は当社所定の方法により注文情報のキャンセル申請を行うものとします。なお、出展者は手数料として200円（+税）を負担するものとします。
5. 出展者が当社所定の決済代行業者（クレジットカード）を利用する場合、当社所定の本サービス利用によって発生する料金の中に、決済代行業者所定の手数料が含まれています。
6. 当社は、出展者に対して通知することにより各種利用料金、料率を変更することができるものとします。

### 第14条（売上請求）

1. エスクローサービスを利用した場合の商品売上金は、一時的に当社が預かるものとし、商品売上金を月末で締め、当社指定の方法により出展者が請求処理（以下「売上請求」という）を行った場合、商品売上金として出展者指定の金融機関口座に振り込むことによって払い出すものとします。
2. エスクローサービスを利用する出展者は、第13条（代金等の支払方法）第1項に規定する委託に基づいて当社が支払を受けた代金から、所定の成約手数料および所定の振込手数料を控除した額（以下「振込金額」という）について、出展者と各バイヤーとの間で個別の契約が成立し、同契約に関する支払および商品の発送等によって取引が完了した時（以下「当該取引入金完了時」という）から6ヶ月以内に売上請求を行うものとします。この場合、売上請求にあたり、当社所定の本人確認を求めることがあり、確認が終了するまでは売上請求を留保することがあります。

3. 当社システムを通じて売上が発生した場合、当該取引入金完了時の翌月15日頃に当該売上に係る明細（以下「売上明細」という）を発行するものとします。
4. 売上請求の振込処理につき、一律500円（+税）の振込手数料が掛かります。
5. 商品売上金が振込手数料未満だった場合、翌月以降へ繰越しとなります。
6. 売上請求について、明細発行当月25日までの請求操作で、明細発行当月末日（末日が土日祝日の場合、当月最終営業日）に振込金額を払い出すものとします。
7. 当月26日から月末までに請求操作を行った場合、翌月15日以降最初の金曜日に振込金額を払い出すものとします。それ以降の請求操作や最新月度以外の売上請求の場合、最終週前週の金曜日までの請求操作で、当月最終金曜日に払い出すものとします。
8. 当社が売上請求を求めたにもかかわらず、出展者が当該取引入金完了時から6ヶ月を経過しても売上請求を行わなかった場合には、当社は、出展者が予め登録する金融機関口座へ、振込金額を支払うことができるものとします。
9. 第8項に基づいて、当社が振込手続きを行ったにもかかわらず、当社の責に帰すべき事由なく振込が正常に完了しない場合、当社は、出展者が当該金員相当額の支払請求権を放棄したとみなすことができるものとします。
10. 当社は、出展者が行った商品等の販売・提供について以下の各号のいずれかに該当した場合、出展者に対し振込金額を払い出ししないことができるものとします。
  - ① 実決済処理を行わずに商品等の販売・提供を行った場合
  - ② 実決済処理の内容が正当なものでない場合または実決済処理の内容に不実不備がある場合
  - ③ 第8条（販売）第10、11項のクレームが発生した場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
  - ④ バイヤー等に商品等の引渡しもしくは提供がなされていない場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
  - ⑤ 出展者が第30条（当社による解除・解約）第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合またはその疑いがあると当社が認めた場合
  - ⑥ バイヤー等から、カードを利用していない旨の申し出があった場合または商品等の購入申請を行った者がバイヤー等本人以外であると疑われる場合
  - ⑦ その他当社が払い出しをすべきでないと認めた場合
11. 本契約解約時に売上請求のされていない振込金額については、当社は、出展者があらかじめ登録する金融機関口座に対し、振込金額を支払います。当社が振込手続きを行ったにもかかわらず、当社の責に帰すべき事由なく振込が正常に完了しない場合、当社は、出展者が当該金員相当額の支払い請求権を放棄したとみなすことができるものとします。

## 第15条（不正決済）

1. 出展者は、自己の責任において、取引の安全性の確保に努め、当社が推奨するクレジットカードの不正利用の防止措置を講じる等、クレジットカードの不正利用の防止に協力するものとします。
2. 出展者は、商品等の購入申請を行った者がバイヤー等本人以外であると疑われる場合、商品等の受領確認を行うことができない等、発送先の住所が不審と思われる場合または商品等の購入申請におけるクレジットカードの使用状況が明らかに不審と思われる場合は、販売等を行わないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
3. 当社は、出展者とバイヤー等との取引において、当社および決済代行業者の調査によりクレジットカードの不正利用が発生しているまたはそのおそれがあると判断した場合、出展者に対して商品等の発送または提供を停止することを求めることができるものとし、出展者は当該求めがあった場合、直ちにこれに応じるものとします。
4. エスクローサービスに含まれるクレジットカード決済において、使用履歴等により明らかに不正利用が疑われる決済については、不正決済確定（以下「チャージバック」という）が適用される以前に決済代行業者と協議のうえ、当社の判断で決済を取り消すことが出来るものとします。
5. チャージバックが発生した場合、当社は出展者への商品代金補償等は一切行わないものとします。
6. 出展者は、前各項に規定する事項が第14条（売上請求）に規定する売上請求の後に判明した場合、当社が支払った振込金額を当社に対し返還しなければならないものとします。なお、当該金銭は当社指定の口座に振込することとし、返還にかかる振込手数料等の費用は、出展者が負担するものとします。
7. 当社は、前各項に規定する事項が第14条（売上請求）に規定する売上請求の後に判明した場合、第14条（売上請求）に基づき出展者が売上請求する振込金額、その他出展者に支払うべき金銭から、出展者が当社に返還する金銭相当額を差し引くことができるものとします。
8. 当社は、第14条（売上請求）第10項各号に該当する疑いがあると当社または決済代行業者が認めた場合、自ら調査しまたは決済代行業者に対して、当該事項について調査依頼を行い、また、調査が完了するまで当該振込金額の売上請求を留保することができるものとします。
9. 当社が前項に基づき払い出しを留保している売上請求につき第14条（売上請求）第10項各号に該当しないと認めた場合、当社は、出展者に対し当該振込金額を払い出すものとします。この場合、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
10. 本契約の解除・解約後においても、第5項および第6項は、なお効力を有するものとします。

#### 第16条（出展者記述情報について）

1. 出展者記述情報とは、当社の運営するサイト内に、出展者が記述したすべての情報をいいます。
2. 出展者記述情報に対する全責任は、これを記述した出展者が負うものとします。出展者は以下の各号に規定する情報を記述することができません。
  - ① 真実ではないもの
  - ② 他人の名誉または信用を傷つけるもの
  - ③ わいせつな表現またはヌード画像を含むもの
  - ④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害するもの
  - ⑤ コンピューターウイルスを含むもの
  - ⑥ 公序良俗に反するもの
  - ⑦ 法令に違反するもの
  - ⑧ 当社の運営するサイト以外へのリンク、URL
  - ⑨ その他当社が不相当と判断したもの
3. 当社は、出展者記述情報が本規約等に違反する場合には、出展者記述情報を削除することができるものとします。
4. 当社は、出展者記述情報を無償で複製その他あらゆる方法により利用し、また、第18条（業務委託）に規定する業務受託者に利用させることができるものとします。

#### 第17条（知的財産権の帰属）

1. 出展ページにかかる著作物については、当社が制作したものは当社が、出展者が制作したものは出展者が、それぞれ著作権を有します。
2. 出展者は、出展者以外の第三者が著作権を有する著作物を出展ページに掲載する場合、事前に当該第三者から当該著作物を当社、当社が認める第三者および出展者が使用することについて許諾を受けなければなりません。
3. 出展者は、当社に対し、第1、2項の出展者または第三者の著作物について、当社がツクツク!!!BtoBのプロモーションのため、サイト内または提携サイトからのハイパーリンク、OEM供給、SNS等、当社が妥当と判断する方法により無償で使用することを許諾するものとします。
4. 出展者は、当社および当社が認める第三者に対し、出展者または第三者の著作物等について、当社のサービスまたはインターネットサービスの向上に関わる研究・開発の目的で利用・改変することを無償で許諾します。
5. 第2、3、4項の規定は、本契約終了後においても引続きその効力を有するものとします。

#### 第18条（業務委託）

1. 当社および出展者は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者（以下「業務受託者」という）に委託することができます。
2. 第1項の場合、当社および出展者は当該業務受託者に対し、バイヤー等情報の管理を徹底するとともに本規約を遵守させるものとし、当該業務受託者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとしします。

#### 第19条（出展サービス利用料）

1. 出展者は、当社に対し、月額利用料（10,000円（+税）/月）を第20条（月額利用料等のお支払い方法）に規定する支払い方法にて支払うものとしします。
2. 契約月の月額利用料は無料としします。
3. 出展者が当社に対して支払った月額利用料は、途中で本契約が終了した場合、その他事由の如何を問わず返還しないものとしします。
4. 月額利用料、成約手数料その他の料金等の当社に対する債務（以下「月額利用料等」という）を出展者が履行しなければならない場合には、当社は、出展者に対し負担する債務（本規約による債務に限定されない）と出展者に対し有する債権とを、その債権の期限にかかわらず、いつでも対当額において相殺することができるものとしします。
5. 当社が月額利用料等の弁済として受領した金員または前項に基づき当社が行った相殺が、当社の定める月額利用料等の出展者の当社に対する債務の合計額に満たない場合には、当社は当社が適当と認める順序および方法によって充当することができるものとし、出展者は当該充当の指定につき一切異議を述べないものとしします。
6. 当社は、所定の手続きを省略して出展者の当社に対する債権を払い戻し、出展者の債務の弁済に充てたうえで、事後的に出展者に通知することもできるものとしします。

#### 第20条（月額利用料等のお支払い方法）

1. 出展者は、月額利用料等について、第13条（代金等の支払）第2項に定めのある場合を除き、以下のいずれかの方法にて支払いを行うものとしします。

##### ① 口座振替

毎月指定の口座から決済代行業者より振替がされます。なお、口座振替を毎月の支払方法に指定する場合には、別途決済代行業者への手続きが必要です。口座振替が開始されると、電子メールにて請求書兼口座振替通知書が届きます。

② 請求書払い

毎月決済代行業者より電子メールにて請求書が届きます。請求書が届き次第、支払い期日までに支払うものとします。

※毎月の振替日および支払い期日は、選択した支払い方法・決済代行業者により異なります。

※口座振替を選択した場合でも、手続き未済等の理由により電子メールにて請求書が届く場合があります。

第21条（守秘義務）

1. 当社および出展者は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」という）を業務受託者を除く第三者に漏洩・開示・提供してはなりません。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではありません。
2. 当社は、第1項にかかわらず、法令もしくは国の機関等により要請された場合、または当社が、当社、バイヤー等、他の出展者もしくは第三者の権利、財産の保護のためまたはツクツク!!!BtoBの運営のため必要と判断した場合、当社のグループ会社、国の機関等または守秘契約を締結した提携会社に対し、出展者に関する個人情報を含めた秘密情報を開示、交換することができます。
3. 第1、2項にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
  - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
  - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
  - ③ 開示の時点で公知の情報
  - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第22条（個人情報等について）

1. 出展者は、当社所定の情報を当社に登録する必要があります。
2. 出展者の法人名または事業者氏名、住所、電話番号、代表者名および担当者名はウェブサイト上で公開されます。
3. 当社は、出展者の個人情報を以下の各号に規定する目的で利用することができるものとします。
  - ① ツクツク!!!BtoB、コンテンツその他の情報提供サービス、システム利用サービスの提供のため
  - ② 当社および第三者の商品等の広告または宣伝（ダイレクトメールの送付、電子メールの送信を含む）のため
  - ③ 料金請求、課金計算のため

- ④ 本人確認、認証サービスのため
  - ⑤ アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
  - ⑥ アンケート実施のため
  - ⑦ キャンペーン実施のため
  - ⑧ アフィリエイト、ポイントサービスの提供のため
  - ⑨ マーケティングデータの調査、統計、分析のため
  - ⑩ 決済サービス、物流サービスの提供のため
  - ⑪ 新サービス、新機能の開発のため
  - ⑫ システムの維持、不具合対応のため
4. 当社は、以下の各号に規定する場合には、出展者の個人情報を第三者に提供することができるものとします。
- ① 第9条（取引申請）第1項に該当する場合
  - ② 決済事業者が当社から決済事業者に譲渡した債権を行使するために、決済事業者  
に開示する場合
  - ③ 出展者の合意がある場合
  - ④ 裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機  
関から開示を求められた場合
  - ⑤ 保険金請求のために保険会社に開示する場合
  - ⑥ 当社が行う業務の全部または一部を業務受託者に委託する場合
  - ⑦ 当社に対して秘密保持義務を負う者に対して開示する場合
  - ⑧ 当社の権利行使に必要な場合
  - ⑨ 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、事業を承継する者に対し  
て開示する場合
  - ⑩ 個人情報の保護に関する法律その他の法令により認められた場合
5. 出展者は個人情報の保護に関する法律に違反する行為をしてはならないものとします。
6. 出展者は、出展者の事業所において、個人情報の管理責任者を設置し、個人情報を厳  
格に管理しなければならないものとします。
7. 出展者は、保有する個人情報を適切に管理し、漏洩、滅失または毀損の防止を行う等、  
安全性を確保しなければならないものとします。
8. 出展者は、個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報取扱事業者としての義務  
等を遵守しなければならないものとします。

9. 出展者は、バイヤー等情報の漏洩が当社の信用を毀損する等、その他当社全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、バイヤー等情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、バイヤー等情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければなりません。万一、出展者よりバイヤー等情報が他に漏洩した場合は、出展者は、故意または過失の有無を問わず、これにより当社らにおいて生じた一切の損害および費用負担（バイヤー等へのお詫びに要した費用および弁護士費用を含む）を賠償する責を負うものとします。
10. 前項の規定は、本契約終了後においても引き続きその効力を有するものとします。

### 第23条（本規約の違反等について）

1. 出展者が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は、当社の定める期間、ツクツク!!!BtoBの利用を認めないこと、出展者資格を取り消すこと、ならびに本規約およびこれに付随する契約を解除することができるものとします。この場合、当社が受領した料金は出展者へ返還しません。
  - ① 当社所定の書類を所定の期間内に提出しない場合
  - ② 本規約またはこれに付随する契約に違反した場合
  - ③ 他の出展者あるいはバイヤーに不当に迷惑をかけたと当社が判断した場合
  - ④ 契約申請および出展者となった後の登録情報変更において、虚偽の事実または不正があった場合
  - ⑤ 当社に対して本規約に基づく料金の支払いを遅延し、または料金の支払いを怠った場合
  - ⑥ 真に販売する意思のない商品等を販売する旨の表示を行ったと当社が判断した場合
  - ⑦ 出展者の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
  - ⑧ 当社が出展者と30日間以上にわたり連絡が取れなくなった場合
  - ⑨ 法令に基づく営業停止もしくは営業停止の命令を受け、または許認可等が取り消された場合
  - ⑩ 第三者より差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生等もしくは滞納処分の申し立てを受け、または自ら申し立てを行った場合
  - ⑪ 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる事由がある場合
  - ⑫ ツクツク!!!BtoBの運営、提供を阻害する行為を含む当社に対する迷惑行為を行った場合
  - ⑬ 当社と締結している他の契約、または当社の他サービスにかかる規約に違反した場合
  - ⑭ その他、出展者として不適切であると当社が判断した場合
2. 出展者は、前項各号のいずれかに該当した場合、当社に対するすべての債務につき期限の利益を失い、直ちに当該債務全部を弁済しなければならないものとします。



3. 当社の措置により出展者に損害が生じて、当社は、一切損害を賠償しません。

#### 第24条（パスワードの管理等）

1. 出展者は、第5条（出展管理ページの開設）に基づき当社から発行されたパスワードについて、業務受託者を除く第三者に知られないよう管理し、定期的に当社所定の方法によりパスワード変更登録を行う等、パスワードの盗用を防止する措置を出展者の責任において行うものとします。
2. 出展者は、コンテンツの送信その他出展管理ページへのアクセスに際しては、当社所定の方法により、当社より発行されたログインIDおよびパスワードを入力しなければなりません。出展者は、アクセス時に入力されたログインIDおよびパスワードについて出展者のものと照らして相違がない場合、当社が出展者からの送信として取り扱うことを承諾するものとします。
3. 出展者は、第1, 2項のログインIDおよびパスワードを適切に管理、保管および使用するものとし、以下の各号に掲げる行為をしてはなりません。
  - ① ログインIDおよびパスワードを出展ページの管理・運営以外の目的に使用すること
  - ② ログインIDおよびパスワードを業務受託者を除く第三者に利用させ、または第三者に譲渡、貸与等すること
  - ③ ログインIDおよびパスワードを業務受託者を除く第三者に知られる危険性のある状態で管理・保管・使用等すること
  - ④ その他、ログインIDおよびパスワードを不適切な状態で管理・保管・使用等すること
4. 出展者が第3項に違反した場合、当社は当該ログインIDおよびパスワードの使用を停止することができます。
5. 当社は、出展者の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により生じた損害について一切責任を負わないものとします。

#### 第25条（サービスの一時停止）

1. 出展者は、本サービスについて、以下の各号により出展者に事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
  - ① 当社のサーバ、アプリケーション等の点検、修理、補修、改良等のための停止
  - ② コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
  - ③ 当社、バイヤー、他の出展者その他の第三者の利益を保護するため、その他当社がやむを得ないと判断した場合における停止
2. 出展者は、サービス停止による月額利用料等の返還、損害の補償等を当社に請求できないものとします。

## 第26条（出展停止）

1. 当社は、出展者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、出展者の出展の停止、出展者が表示したコンテンツの削除、その他の必要な措置を取ることができるものとします。この場合、出展者は速やかに当社の指示に従い、改善措置をとらなくてはならないものとします。
  - ① 出展者の店舗において商品等を購入した顧客から商品等の不着、到着遅延または返金等に関する苦情が頻発したとき
  - ② その他当社が消費者保護の観点等から出展停止等の措置が必要と判断したとき
2. 第1項に基づき出展者が出展停止等の措置を受けている場合であっても、出展者は、第19条（出展サービス利用料）に基づく月額利用料の支払義務を負うものとします。

## 第27条（損害賠償）

1. 本契約の履行に際し、出展者の責めに帰すべき事由により当社に損害が発生した場合、当社は当該出展者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

## 第28条（免責）

1. 当社は、ツクツク!!!BtoBにおいて販売される商品等に関する一切の事項について何らの責任を負いません。
2. 当社は、ツクツク!!!BtoBにおけるバイヤーに関する一切の事項について何らの責任を負いません。
3. 当社は、ツクツク!!!BtoBに関して、出展者、バイヤー、その他の第三者との間で発生した一切のトラブルについて、関知しません。
4. 当社は、出展者に対して本サービスを提供するにあたって、本サービスが出展者の所期する目的に適合することおよび本サービスにプログラム上のバグその他の不具合がないことを保証しません。また、本サービスにプログラム上のバグその他の不都合がある場合であっても、当社はその不具合および不都合を修正等する義務を負いません
5. 当社は、出展者が出展に関して被った損害（サーバまたはアプリケーションの障害・不具合・誤動作、本契約に基づく出展ページおよび管理画面の全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、出展者の出展停止、バイヤー等との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因の如何を問わない）について、賠償する責を負わないものとします。
6. 当社は、出展者に対する事前の承諾なく、本サービスについて、当社の判断によりその仕様等の変更、バージョンアップもしくは追加またはサービスの停止もしくは廃止を行うことができるものとします。
7. 当社は、サーバに障害が発生した等の理由により、サイトにおける出展者の出展ページ運営に支障が生じると当社が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができるものとします。

8. 出展者が本サイトにて販売した商品について、該当の著作物、素材、情報等に関する著作権その他一切の権利について、当社は一切の関知をいたしかねます。権利者の許諾を得ずに使用したことにより問題が生じた場合、出展者は自己の責任と費用においてかかる問題を解決するとともに、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。当社が他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、出展者はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとします。
9. 出展者は法律の範囲内でツクツク!!!BtoBを利用してください。ツクツク!!!BtoBの利用に関して出展者が日本および日本国外の法律に触れた場合でも、当社は一切責任を負いかねます。
10. 本サービスに関して、当社の故意・重大な過失その他当社の責に帰すべき事由により発生した出展者の損害に対して負う当社の賠償責任の範囲は、債務不履行責任・不法行為責任・その他法律上の請求原因の如何を問わず、出展者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に規定する上限を超えないものとします。
  - ① 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
  - ② 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間（1ヶ月未満は切捨て）に発生した本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
  - ③ 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した本サービスに係わる料金の平均日額料金（1日分）に30を乗じた額

## 第29条（月額利用料等未払い時の扱い）

1. 出展者の月額利用料等の未払いがあり、かつ所定の期日を過ぎても未払いの月額利用料等の入金確認が取れない場合、当社は出展者の出展ページおよび全コンテンツを非掲載にできるものとします。また管理画面へのログインおよび一部機能を制限できるものとします。

## 第30条（当社による解除・解約）

1. 当社は、出展者が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに出展者の出展ページをツクツク!!!BtoBおよびサーバから削除することができるものとします。
  - ① 本規約等に違反したとき
  - ② 手形または小切手の不渡りが発生したとき
  - ③ 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
  - ④ 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき

- ⑤ 第2、3、4号の他、出展者の信用状態に重大な変化が生じたとき
  - ⑥ 解散または営業停止状態となったとき
  - ⑦ 当社および担当ビルダーが出展者と連絡を取ろうとしたにも関わらず、30日間以上にわたり連絡確認が取れないとき
  - ⑧ 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき
  - ⑨ 販売方法、取扱商品、その他業務運営について当社による度重なる指導があったにも関わらず、改善がされないとき
  - ⑩ 出展者の当社に対する金銭債務について、当社による請求から6ヶ月間支払いがされないとき
  - ⑪ 販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反しまたはツクツク!!!BtoBにふさわしくないと当社が判断したとき
  - ⑫ 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断したとき
  - ⑬ その他当社が出展者との本契約の継続が困難であると判断したとき
2. 当社は、事由の如何を問わず、出展者に通知することにより本契約を解約することができるものとします。
  3. 出展者が第1項各号の事由のいずれかに該当した場合には、出展者は、当社からの通知催告等がなくても、当社に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。
  4. 出展者が以下の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの請求によって、出展者は、当社に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。
    - ① 第26条（出展停止）第1項に基づく出展停止措置を受けている場合で、かつ、速やかに当社の指示に従った改善措置を行わずまたは行う見込みがないとき
    - ② 前号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
  5. 第2項または前項により本契約が終了した場合でも、当社は、出展者に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他出展者に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

### 第31条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、出展者による本サービスの利用が開始された月より2ヶ月とします。なお、期間満了までに当社、出展者いずれからも契約終了の意思表示がなく、かつ決済代行会社から特段の異議がない場合には、本契約は更に1ヶ月延長されるものとし、以降も同様とします。

### 第32条（出展者による解除・解約）

1. 出展者は、解約希望月の末日までに当社所定の方法にて通知（当日消印有効）を行うことにより本契約を解約することができるものとします。
2. 第1項の解約希望月が第31条（契約期間）定める最短契約期間に満たない場合は、最短契約期間月の末日を解約日とします。
3. 前項の通知翌月以降、当社にて解約の手続きが完了するまでの間の月額利用料は発生しないものとします。ただし、解約希望月の翌月以降に注文が発生した場合、当該月度までの月額利用料は発生するものとします。

### 第33条（反社会的勢力との関係を理由とする解除）

1. 当社は、出展者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、出展者に何らの催告なく本契約を解除するとともに、直ちに出展者の出展ページをツクツク!!!BtoBおよびサーバから削除することができるものとします。
  - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という）である場合、または過去に暴力団等であった場合
  - ② 暴力団等が事業活動を支配する個人または法人である場合
  - ③ 役員または従業員のうちに暴力団等に該当する者がある場合
  - ④ 出展者の役員が刑事事件によって逮捕もしくは勾留された場合または刑事訴追を受けた場合
  - ⑤ 自らまたは第三者を利用して、当社またはバイヤー等に対して、詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる等した場合
  - ⑥ 当社またはバイヤー等に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝える等した場合
2. 第30条（当社による解除・解約）第3項および第6項の規定は、第1項により当社が本契約を解除した場合に準用します。

### 第34条（本規約等の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の裁量により本規約を変更することができるものとします。
  - ① 本規約の変更が、出展者の一般の利益に適合するとき
  - ② 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は第1項による本規約の変更にあたり、変更する旨および変更後の内容とその効力発生日を、出展管理ページへの提示その他当社が適当と認める方法により公表・通知するものとします。
3. 本規約の変更については、当該規約の変更後の効力発生日以降に出展者が出展を継続した場合には、出展者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

#### 第35条（存続条項）

1. 本規約の第17条（知的財産権の帰属）、第21条（守秘義務）、第22条（個人情報等について）、第27条（損害賠償）、第28条（免責）、第36条（準拠法、合意管轄裁判所）の規定は、本契約終了後も有効に存続します。

#### 第36条（準拠法、合意管轄裁判所）

1. 本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、当社と出展者との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### サプライヤー会員規約 改訂履歴

平成30年4月1日規約制定

令和3年7月30日改定

令和4年10月1日改定

令和5年10月24日改定